



福岡医発第1315号(地)

平成23年 8月27日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一 良

(公印省略)

東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱い
(8月サービス提供分)等について

東日本大震災による介護報酬等の請求等に係る7月サービス提供分の取扱いにつきまして、平成23年8月1日付け福岡医発第1096号(地)「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱い(7月サービス提供分)等について」にてお知らせいたしましたが、今般厚生労働省より本年8月の介護サービス提供分(9月提出分)以降の報酬請求については、原則として概算による請求を行わないこととなる旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 被災地における介護サービス事業所等の状況に鑑み、引き続き、通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合については、個別に審査支払機関に相談の上、請求方法を決定する取り扱いとなります。
- 2) 8月の介護サービス提供分(9月提出分)に関し、通常の方法により請求を行う場合の請求書の提出期限は、通常どおり、9月10日となります。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 名取一幸
会長 蒲池 壽

(介 54) (FAX 送信 A4・2 枚)

平成 23 年 8 月 25 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三 上 裕 司

東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱い

(8月サービス提供分) 等について

東日本大震災による介護報酬等の請求等に係る7月サービス提供分の取扱いにつきまして、本年7月22日付(介44)「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱い(7月サービス提供分)等について」にてお知らせいたしましたが、今般厚生労働省より本年8月の介護サービス提供分の報酬請求等の取扱いに関する事務連絡が発出されました。

本年8月の介護サービス提供分(9月提出分)以降の報酬請求については、先般ご連絡申し上げましたとおり、原則として概算による請求を行わないこととなります。

なお、被災地における介護サービス事業所等の状況に鑑み、引き続き、通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合については、個別に審査支払機関に相談の上、請求方法を決定する取り扱いとなります。

また、8月の介護サービス提供分(9月提出分)に関し、通常の方法により請求を行う場合の請求書の提出期限は、通常どおり、9月10日となります。

つきましては、災害対応等でお忙しいところ恐縮ですが、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・ 東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて(8月サービス提供分)
(平 23.8.23 厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課 事務連絡)

以上

事 務 連 絡
平成23年8月23日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
振 興 課
老人保健課

東日本大震災に関する
介護報酬等の請求等の取扱いについて（8月サービス提供分）

東日本大震災による介護報酬等の請求等の事務については「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて」（平成23年4月5日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡。）、「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（4月サービス提供分）」（平成23年4月22日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡。以下「4月サービス提供分事務連絡」という。）、「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（5月サービス提供分）」（平成23年5月30日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡。）、「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（6月サービス提供分）」（平成23年6月21日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡。）及び「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（7月サービス提供分）」（平成23年7月21日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡。以下「7月サービス提供分事務連絡」という。）により連絡したところですが、平成23年8月サービス提供分の介護報酬等の請求については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管内市町村及びサービス事業者等への周知徹底を図るようよろしくお願いいたします。

記

- 1 平成23年8月サービス提供分（9月提出分）に係る介護報酬等の請求について
平成23年8月サービス提供分（9月提出分）以降の介護報酬等の請求については、7月サービス提供分事務連絡において原則として概算による請求の取扱いは行わないこととする予定である旨連絡したところ。平成23年8月サービス提供分（9月提出分）以降の介護報酬等の請求については、原則として概算による請求の取扱いは行わないこととする。
なお、通常の方法による請求が困難な介護保険サービス等の事業所については、引き続き、個別に審査支払機関に相談の上、請求方法を決定する取扱いとする。
- 2 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて
平成23年8月サービス提供分（9月提出分）に関し、通常の方法による介護報酬等の請求を行う場合には、4月サービス提供分事務連絡の3と同様の取扱いとする。なお、請求明細書の提出期限は、通常どおり、9月10日（土）とする。